

関自監貨第927号の4
関自貨第1209号の4
平成29年1月16日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局自動車監査指導部長



関東運輸局自動車交通部長



「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、自動車局貨物課長から別添（平成29年1月13日付け国自貨第121号）のとおり通達があったので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて（新旧対照表）

改 正	現 行
<p>国自貨第 103 号 平成 26 年 1 月 22 日 <u>一部改正</u> 国自貨第 121 号 <u>平成 29 年 1 月 13 日</u></p> <p>各 地 方 運 輸 局 自 动 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 謹 運 輸 局 自 动 車 監 査 指 導 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p>	<p>國自貨第 103 号 平成 26 年 1 月 22 日 國自貨第 103 号 平成 26 年 1 月 22 日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局貨物課長</p> <p>自動車局貨物課長</p>

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて

この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 64 条及び「荷主への勧告について」（平成 26 年 1 月 22 日付け国自貨第 102 号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いとともに、警告書及び協力要請書に係る事務要領を定めるものであるので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日付け国自貨第 211 号。以下「旧課長通達」という。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

- 1 荷主勧告等の対象となる事業者の違反行為
荷主勧告、警告書及び協力要請書の対象となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の違反行為は、法第 17 条第 1 項から第 4 項まで（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第 23 条（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）に係る違反行為又は法第 33 条第 1 号（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて

この通達は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 64 条及び「荷主への勧告について」（平成 26 年 1 月 22 日付け国自貨第 102 号。以下「局長通達」という。）に基づく荷主勧告に係る事務の細部取扱いとともに、警告書及び協力要請書に係る事務要領を定めるものであるので、事務に遺漏のないようにされたい。

なお、「荷主への勧告について」の細部取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日付け国自貨第 211 号。以下「旧課長通達」という。）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

- 1 荷主勧告等の対象となる事業者の違反行為
荷主勧告、警告書及び協力要請書の対象となる一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の違反行為は、法第 17 条第 1 項から第 3 項まで（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにによる法第 23 条（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）に係る違反行為又は法第 33 条第 1 号（法第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第

3 3 条の規定（法第 3 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）による处分（以下「行政処分」という。）に係る違反行為（以下「対象違反」という。）である。

特に荷主の指示等により行われやすい形態である次に掲げる違反行為（以下「主要対象違反」という。）については、荷主の関与について適切に調査を行うこと。

3 3 条の規定（法第 3 5 条第 6 項において準用する場合を含む。）による处分（以下「行政処分」という。）に係る違反行為（以下「対象違反」という。）である。

特に荷主の指示等により行われやすい形態である次に掲げる違反行為（以下「主要対象違反」という。）については、荷主の関与について適切に調査を行うこと。

(1) (略)

(2) 法第 1 7 条第 3 項に規定する違反行為
過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示（以下「過積載運行」という。）

(3) 法第 1 7 条第 4 項に規定する違反行為
同項に規定する違反行為のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 1 0 条第 1 項の違反であって、道路交通法第 2 2 条第 1 項に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの（以下「最高速度違反」という。）

2 ~ 5 (略)

附 則 (略)

附 則（平成 2 9 年 1 月 1 3 日国自賃第 1 2 1 号）
1 この通達は、平成 2 9 年 1 月 1 6 日から施行する。
2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以後のものとする。

別記様式 (略)

様式 1 (略)

様式 2 - 1 (略)

様式 2 - 2 (略)

様式 2 - 3 (略)

別記様式 (略)

様式 1 (略)

様式 2 - 1 (略)

様式 2 - 2 (略)

様式 2 - 3 (略)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（荷主への勧告）

第64条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第17条第1項から第4項まで第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第23条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者が第33条第1号（第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第33条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合における處分を含む。）の規定による命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発防止を図るために適切な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聽かなければならない。

<参考条文等>

第17条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることがある運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

4 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 第35条第6項 一般貨物自動車運送事業者に係る規定について、特定貨物自動車運送事業者への準用が規定された条項

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（荷主への勧告）

第64条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第17条第1項から第3項まで第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第23条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者が第33条第1号（第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第33条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合における處分を含む。）の規定による命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発防止を図るために適切な措置を執るべきことを勧告することができます。

2 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聽かなければならない。

<参考条文等>

第17条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることがある運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

※ 第35条第6項 一般貨物自動車運送事業者に係る規定について、特定貨物自動車運送事業者への準用が規定された条項

様式 3 - 1 (略)

様式 3 - 2 (略)

様式 3 - 3 (略)

様式 3 - 1 (略)

様式 3 - 2 (略)

様式 3 - 3 (略)